

第 20 号議案

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 16 年亀岡市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する 条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成 16 年亀岡市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「5, 140 円以内」を「5, 230 円以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の規定は、令和元年 10 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従

前の例による。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市立病院の駐車料金について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。